

ENEOS スーパー耐久シリーズ2023 Powered by Hankook 第2戦 NAPAC富士 SUPER TEC 24時間レース 特別観戦パック

<日程> 決勝：5月27日（土）～ 5月28日（日）

プラチナルーム観戦席

観戦席は2日間とも**プラチナルーム**をご用意します。
ゆったりと観戦いただけます！

専用駐車場

2日間とも**専用の駐車場**をご用意します。
快適に会場までご移動いただけます！
※1組で1台とさせていただきます。

ドリンク・お弁当付き

27日・28日両日とも、
ドリンク（アルコール除く）とお弁当をご用意します。

ミュージアムチケット付き

2022年10月にオープンした**富士モータースポーツ
ミュージアム**をご見学いただけます！
※2日間のどちらかで入場可能

お申込期限：5月7日（日）

※状況次第で早期に締め切ることがございます。

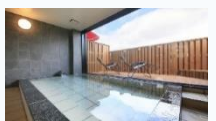
**全国旅行支援
適用できます！**

※予算等の都合で適用とならない
場合がございます。

利用ホテル

ホテルクーネルイン

宿泊日：5/27(土)～1泊



裾野インターより車で2分

富士スピードウェイまでは車で約30分のところに位置する
ホテルです。ご宿泊者無料の駐車場がございますので、
ご利用ください。

プラチナルームイメージ



企画ご協力

FUJI SPEEDWAY

旅行代金

○おひとり様料金（小学生以上）税込み

2名1室 94,000円 /人

※室数限定※1名1室をご案内させていただく場合がございます。

1名1室 95,200円 /人

未就学児お子様料金 20,000円 /人

※プラチナルームのお席のご用意はございません。
必要の場合は通常のおひとり様料金となります。

○旅行代金に含まれるもの

- ・2日間の観戦料金（プラチナルーム観戦）・2日間の駐車場料金
- ・2日間のプラチナルームでのフリードリンク、お弁当（昼食）
- ・5/27(土) 1泊分の宿泊料金、翌日朝食料金
- ・宿泊にかかる消費税・入湯税

※移動にかかる費用は含まれておりません。

各自マイカー・公共交通機関にてお越しください。

○お子様料金に含まれるもの

- ・お弁当（昼食1回）・ホテル施設使用料 ・プラチナルーム使用料
- ※ホテルで朝食をご希望のお子様は現地での支払いとなります。
【朝食料金】500円（税込）
- 最少催行人員：10名 ○現地添乗員：あり

旅行条件書（抜粋）

■募集型企画旅行

- ①この旅行は（株）トヨタツーリストインターナショナル（以下「当社」といいます。）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- ②旅行契約の内容・条件は、下記によるほか、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申込みと旅行契約の成立
- ③所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

旅行代金の額	お申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

- ④当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立してならず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。
- ⑤旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項①のお申込金を受領したときに成立するものとします。
- ⑥団体・グループ契約
- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、次の規程を適用します。
- (2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

■旅行代金のお支払期日

- ①旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- ②基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

■旅行代金の適用

- ①参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満3歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。
- ②旅行代金はパンフレットに表示しています。ご希望のプランをご確認ください。

■旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

■旅行代金の額の変更

- ①前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。

■取消料

お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表）取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊を伴う旅行
①21日前に当たる日以前の解除	無料
②20日前に当たる日以降の解除（③-⑦を除く）	旅行代金の20%
③10日前に当たる日以降の解除（④-⑦を除く）	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除（⑤-⑦を除く）	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行企画・実施

お申込みの際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき
事前に内容をご確認の上、お申込みください。

■当社による旅行契約の解除及び履行中止

①旅行開始前

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- エ、お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人数に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行にあっては3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
- キ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (2)お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料とお支払いいただきます。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に含まれる宿泊費、食事代、観戦チケット代及び消費税等諸税・サービス料等。
- ②パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記①②についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。
- 当社の責任及び免責事項

- ①当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ②当社は、手荷物について生じた本項①の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

■特別補償

- ①当社は、前項に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体および携行品に被害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金（限度額）として、1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円または通院見舞金として通院日数（3日以上）により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、携行品にかかる損害賠償金（15万円を限度）（ただし、1個または1対について補償限度は10万円）を支払います。

■お客様の責任（抜粋）

- ①お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- ②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は旅行開始後、契約書面の記載された旅行サービスに円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件
- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。（以下、「通信契約」といいます。）

- ①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- ②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ③通信契約の申込みの際、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ④通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- ⑤通信契約を締結しようする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に依る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。

■個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきますことがございます。

※このほか、当社では、(1)当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。

(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

■旅行条件の基準

この旅行条件は、2023年4月1日を基準としています。

また、旅行代金は、2023年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

お申込み・お問い合わせ

☑お申込みは [こちらをクリック](#) または読み取り→

※Web申込システムへの登録が必要です。

☑お電話・メールお問合せ先

モータースポーツグループ 担当 加藤・松田

TEL 052-951-0112 / FAX 052-951-4072

E-mail motorsports@toyotatourist.co.jp

営業時間 9：00 ～ 18：00（定休日 土・日曜日）



 株式会社 トヨタツーリストインターナショナル

観光庁長官登録旅行業第218号 日本旅行業協会正会員
〒461-0001 名古屋市中区泉1-23-36 NBN泉ビル
旅行業務取扱管理者 七原 宏樹

 **ボンド保証会員**
(一社)日本旅行業協会正会員

 旅行業公正取引
協議会 会員

 19000400(06)